

報道関係者各位

**国内でまだ 49 社 安定した燃料確保が可能に
『FIT 対象 木質バイオマス証明の事業者認定』を取得
～開発からメンテナンスまで、バイオマス発電事業のワンストップソリューション提供を開始～**

太陽光・バイオマス・風力発電プラントのEPC(※1)を手掛ける株式会社翔栄クリエイト(本社:東京都新宿区西新宿1-8-1 代表取締役:宇佐神 慎)は、「FIT対象 木質バイオマス証明を発行する事業者認定」を2018年9月11日に取得いたしました。この認定によりバイオマス発電事業を行う企業への燃料供給が可能となり、国内でも例を見ないバイオマス発電事業のワンストップソリューションサービス提供をいたします。

木質バイオマス燃料を供給する事業者は、証明書を発行するにあたり、認定団体からの認定もしくは第三者審査機関に審査・監査を受けることが求められています。

当社は、林野庁が公表している「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に則り、上記第三者審査機関である一般財団法人日本ガス機器検査協会(略称:JIA ※2)により認定を受けました。



■タイ国のゴム庁も支援する環境にやさしいゴムの木のリユースサイクル

天然ゴムの生産量世界一を誇るタイ。植林後25年程度で樹液採取が難しくなるゴムの老木に対し、タイゴム庁

(RAOT=Rubber Authority of Thailand)はその植え替えに補助金を支給するなど、国を挙げてゴム農園をサポートしています。また伐採されたゴムの老木は、家具製作用の集成材であったり、端材を燃料材としてペレットに加工するなど、資源を無駄なく利用するリサイクル活用を行っています。



当社は、タイの SS Green Energy (SS グリーンエナジー社) と業務提携を結び、持続可能かつ環境にもやさしい、これらゴムの老木を用いたペレットを輸入。発電事業者へと提供してまいります。

■ バイオマス発電事業は、燃料確保が重要課題

改正 FIT 法(固定価格買取制度)による 20 年間という長期にわたるバイオマス発電事業においては、安定した燃料の確保が非常に大きな課題となります。例えば、5MW 規模のバイオマス発電プラントでは燃料として年間およそ 7 万 t の木質チップが必要となります。これは山梨県 (7.8 万 t/年) や和歌山県 (7.3 万 t/年) における木材チップの年間生産量に匹敵しており (※3)、しかもその多くは製紙パルプ用材として活用されている現状を考えれば、いかにバイオマス発電のための燃料調達に難しいかが分かります。2MW 以上の発電プラント運営においては事実上、輸入材の運用が必須であり、実際に国内のバイオマス発電プラントのほとんどが輸入材を活用しています。

また、そもそも環境破壊・温暖化対策というバイオマス発電の利用目的において、燃料供給が「合法的かつ自然環境に配慮されていること」のトレーサビリティ証明は益々その重要性を増しています。改正 FIT 法においても、(H30 年度現在) 国内の間伐材由来のバイオマス燃料を 40 円 (2MW 未満)、製材端材および輸入材は 24 円 (10MW 未満) と規定しています (※4) が、その前提として上記トレーサビリティの証明が必須となっています (上記証明のないものは建築資材廃棄物として取り扱われ 13 円)。

電源	調達区分		1kWhあたり調達価格			調達期間			
			2017年度(参考)	2018年度	2019年度		2020年度		
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス			20年間			
			39円+税						
	間伐材等由来の木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、主伐材※5		32円+税				
		2,000kW未満			40円+税				
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料	10,000kW以上(入札制度適用区分)	製材端材、輸入材※5、剪定枝※6、パーム椰子殻、パームトランク		(2017年9月末まで24円+税)		入札制度により決定	—	—
		10,000kW未満			21円+税(20,000kW以上)		24円+税	—	—
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料(入札制度適用区分)		パーム油		24円+税(20,000kW未満)		入札制度により決定	—	—
建設資材廃棄物		建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材		13円+税					
一般廃棄物・その他バイオマス		剪定枝※6、木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液		17円+税					

※5 「発電利用に供するバイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

※6 一般廃棄物に該当せず、「発電利用に供するバイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

経済産業省資源エネルギー庁「固定価格買取制度 2018 ガイドブック」より抜粋

翔栄クリエイトでは今回の「木質バイオマス証明を発行する事業者認定」の取得により、トレーサビリティの証明を得た燃料を発電事業者直接提供できるようになったことで、「案件開発、土地取得、申

請サポート、EPC、燃材供給、メンテナンス」といったバイオマス発電プロジェクトを、ワンストップにて提供開始いたします。

- ※1 EPC (Engineering, Procurement, Construction の略) = 設計、調達、施工
- ※2 JIA サイト URL : <http://www.jia-page.or.jp/>
- ※2 JIA 認定事業者リスト : <http://www.jia-page.or.jp/environment/biomass/directory/>
- ※3 農林水産省「平成 29 年 木材統計」より
- ※4 経済産業省 資源エネルギー庁 Web サイトより

■ 認定概要

認定番号: JIA18-011
認定事業者名: 株式会社翔栄クリエイト
代表者: 代表取締役 宇佐神 慎
認定日: 2018 年 9 月 11 日
住所: 東京都新宿区西新宿 1-8-1
認定範囲: 東京都新宿区西新宿 1-8-1

■ サプライチェーン

原産国/地域: タイ国/Surat Thani Province, Nakhon Si Thammarat Province, Krabi Province, Songkhla Province (タイ国/スラタニー県、ナコンシータマラート県、クラビ県、ソンクラー県)
樹種: パラゴムの木 ※ゴムの木の一種
輸出者: TW.TECH 1711 Co., Ltd. (TW.テック社)
木質バイオマスペレット製造業者: SS Green Energy Co.,Ltd. (SS グリーン エナジー社)
原材料の詳細: タイ国スラタニー県、ナコンシータマラート県、クラビ県、ソンクラー県において V.S.Surat Parawood Co., Ltd. (V.S.スラ パラウッド社) を通じて集材されたゴムの木を、燃料用ペレットに加工し、日本向けに輸出している材

■会社概要

会社名： 株式会社翔栄クリエイト
代表： 代表取締役 宇佐神慎
本社： 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビルディング1階
URL <http://syouei-corp.net/>
TEL： 03-6894-2211
設立： 1997年8月
資本金： 1億円
従業員数： 100名（グループ全体）
事業内容： 太陽光・バイオマス発電所の設計施工事業
お客様の業績向上を目的としたオフィスデザイン事業
電気工事・建築設計施工事業
経営陣向け Web 活用研修事業
安心安全にこだわった食の店舗「ビセットプラザ」運営事業
無農薬の露地栽培・植物工場、畜産、養鶏、養殖事業

<プレスリリースに関するお問い合わせ先>

翔栄クリエイト 広報事務局

TEL:03-5411-0066 FAX:03-3401-7788 E-mail : pr@netamoto.co.jp

担当： 伊藤（携帯：080-3711-6561） 杉村（携帯：070-1389-0175）